

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

昭和村の人口は、昭和 37 年の 10,315 人をピークに緩やかに減少していき、令和 2 年には 6,953 人となっており、生産人口は 3,869 人と全体の 55.64%を占めているが、少子高齢化により今後も減少が続き、令和 27 年（2045 年）には 5,253 人程度まで減少していくと推測される。

昭和村の基幹産業は赤城高原の広大な農地と準高冷地の特性を生かし、コンニャクやレタスなどの高原野菜を中心に、りんご等の果樹、酪農・畜産など幅広い生産活動が行われている。令和 2 年の産業就業者数をみると第 1 次産業就業者数が 1,819 人、第 2 次産業就業者数が 670 人、第 3 次産業就業者数が 1,600 人と第 1 次産業就業者数が最も多い。

一方で、昭和村における企業等については、昭和関屋工業団地に平成 11 年度から大手企業が進出して操業を開始し、その後、平成 19 年度には 3 社の大手企業が進出しているが、村内事業所を従業員規模別に見ると、30 人未満の中小企業が大多数を占めている。今後、生産年齢人口の減少が見込まれるため、設備投資をより一層促進し、中小企業の生産性の向上を図る取り組みが求められている。

(2) 目標

少子高齢化における人手不足、働き方改革等の厳しい事業環境、老朽化が進む設備等を抱える企業等においては、生産性を維持しつつ労働過重を軽減し、如何に事業の維持・向上を図るかが課題となる。よって、I o Tなどの新しい技術を活用した生産性と生産効率の高い設備や作業効率の高い機械設備等の導入を支援し、業務の効率と生産性の向上を図りたい。中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、村内中小企業の先端設備等の導入を促す。

また、計画期間中に 2 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

村内企業等の先端設備等を広範に対象とし生産性効率等の向上を図る事が必要であることから、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

村内全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促すため、村内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

村内全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促すため、村内全ての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定に配慮することから、人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。

また、健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。